

本人確認について

貯金払戻しの際の本人確認に関するお願い

当JAでは、本人確認に関する法律により、窓口で200万円を超える現金の受払い等の祭に本人確認を実施させていただいておりますが、大切なお客様の貯金を不正な払戻し等の犯罪からお守りするために、更なる本人確認の厳格化を図るべく、個人のお客様に関して平成20年9月30日（火）より、100万円以上の払戻しについても、本人確認のため証明書類の提示をお願いすることとなりましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

貯金払戻しを行う場合

窓口にて、運転免許証、各種保険証、国民年金手帳などの本人確認書類の提示をお願いいたします。

- 詳しくは、窓口にてお問い合わせください。